

# 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 生活福祉資金調査委員会規程

昭和 61 年 7 月 22 日

神栖協規程第 16 号

## ( 所掌事務 )

第 1 条 神栖市社会福祉協議会生活福祉資金調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、生活福祉資金に関し、次の各号に掲げる事項を行い、必要に応じて会長に意見を具申するものとする。

- ( 1 ) 生活福祉資金の貸付を受ける者及びその貸付額に関する調査審議。
- ( 2 ) 生活福祉資金の貸付金の償還に関する調査審議
- ( 3 ) 生活福祉資金に関し会長が付議することを必要と認めたことの審議
- ( 4 ) 生活困窮緊急援助及び住所不定者に対する緊急対策費の取り扱いについて

## ( 組 織 )

第 2 条 調査委員会は委員若干名で組織する。

- 2 委員は、社会福祉協議会関係者、民生委員、関係行政機関の職員、医師及び学識経験者のうちから会長が委嘱する。

## ( 委員長 )

第 3 条 調査委員会に委員長 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長事故ある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## ( 任 期 )

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## ( 会 議 )

第 5 条 調査委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

## ( 定足数 )

第 6 条 調査委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席が無ければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## ( 会議録 )

第 7 条 調査委員会の議事は、その次第を議事録に記載しなければならない。

## ( 庶 務 )

第 8 条 調査委員会の庶務は、神栖市社会福祉協議会事務局内において処理する。

## ( 雑 則 )

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和61年7月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成7年8月8日から施行する。（改訂第8号）
- 3 この規程は、平成12年4月1日から施行する。（改訂第18号）
- 4 この規程は、平成17年8月1日から施行する。（改訂第48号）